

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会

職員給与規程

平成	5年	4月	1日	制定
平成	11年	2月	26日	一部改正
平成	11年	12月	24日	一部改正
平成	12年	3月	29日	一部改正
平成	12年	12月	26日	一部改正
平成	13年	12月	27日	一部改正
平成	14年	3月	27日	一部改正
平成	14年	12月	25日	一部改正
平成	15年	3月	24日	一部改正
平成	15年	12月	1日	一部改正
平成	17年	11月	30日	一部改正
平成	18年	4月	17日	一部改正
平成	19年	12月	25日	一部改正
平成	21年	3月	26日	一部改正
平成	21年	5月	30日	一部改正
平成	21年	11月	30日	一部改正
平成	22年	3月	29日	一部改正
平成	22年	11月	30日	一部改正
平成	23年	3月	28日	一部改正
平成	23年	11月	30日	一部改正
平成	25年	3月	28日	一部改正
平成	26年	3月	26日	一部改正
平成	27年	3月	25日	一部改正
平成	28年	3月	25日	一部改正
平成	28年	12月	22日	一部改正
平成	29年	12月	20日	一部改正
平成	30年	12月	18日	一部改正
令和	元年	12月	18日	一部改正
令和	2年	12月	1日	一部改正
令和	3年	12月	13日	一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第31条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 この規程による給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給)

第3条 この規程に基づく給与は、現金で直接本人に全額を支払わなければならない。ただし、職員からの申し出があった場合は、口座振替の方法によることができる。

(給料)

第4条 職員の給料は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、別表第1による給料表の額を支給する。

2 職員の給料表の適用範囲及び職務の級の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める給料表級別職務分類表による。

(初任給)

第5条 職員の初任給は、別表第3に定める給料表初任給基準表により決定する。

2 新たに職員となった者で経験年数の換算を要する者については、換算期間により加えられた

号給を基準とし、他の職員との均衡を考慮し初任給を決定する。

3 初任給基準表における学歴免許等区分の適用及び経験年数換算の基準については春日市の例による。

(昇給、昇格等の基準)

第6条 職員の昇給は、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とし、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、春日市の基準に準じて決定するものとする。

3 昇格とは、職員の職務に応じ、その者の属する職務の級を同一給料表の上位の職務の級に決定することをいう。

4 職員の昇格については、別表第4に定める給料表級別資格基準表に定めるところによる。

5 前項に規定するもののほか、2級以上の職務の級への昇格については、別に会長が決定する。

6 職員を昇格させた場合におけるその者の号給数は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

7 55歳を超えた職員に関する同条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 前項までに規定するもののほか、職員の昇給・昇格に関する事項は、春日市の例により会長が別に定める。

(給料の支給)

第7条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日(就業規則第22条第1項第2号及び第3号に規定する休日をいう。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

(管理職手当)

第9条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当を支給する職員の職は、次表に定める職員の職とし、当該職を占める職員に支給する同手当の月額、給料月額に同表右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

職員の職	支給割合
局長	100分の10
課長・主幹	100分の8

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第11条 地域手当は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に予算の範囲内で一定の割合を乗じて得た額を月額として職員に支給することができる。

(住居手当)

第12条 住居手当は、自ら居住するため住居(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員（住居から通勤場所までの通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（住居から勤務場所までの通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（住居から勤務場所までの通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 細則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離の区分に応じて別表第6で定める額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等及び自動車等の利用状況等により運賃相当額及び前号に定める額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）

(超過勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（所定の休日に勤務した場合は100分の135）（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定は第9条に規定する職にある職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 第9条に規定する職にある職員が、業務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合は、振替休日による。ただし、振替休日を取ることができない場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第9条の規定で指定する職を占める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前0時から午後5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、7,000円を超えない範囲内において、次表の職に応じた額（当該勤務に従事する時間を考慮して、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）
- (2) 前項に規定する場合 同行の規定による勤務1回につき3,500円を超えない範囲内において、次表の職に応じた額

職員の職	第1項の規定による勤務	第2項の規定による勤務
局長	7,000円/回	3,500円/回
課長・主幹	6,000円/回	3,000円/回

(勤務時間1時間当たりの給与額の算出)

第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、当該年度における祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日、日曜日及び土曜あたる日を除く。)の日数を合計した日数に7時間45分(短時間勤務職員等にあつては7時間45分に算出率を乗じて得た時間)を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第1項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第1項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

4 給料表に掲げる職務の級が次表に定める職員については、前項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務の級の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

職務の級	給料表	5級	4級・3級 (3級45号給以上)	3級 (3級1号給~44号給)
割	合	100分の12	100分の10	100分の5

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第1項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日に支給する。こ

これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

(休職者の給与)

第18条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、公傷休暇とされたときは、その休暇の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項以外の傷病により休職とされたときは、その期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(※附則で「期末手当及び特例一時金」と読み替える。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しないとき(細則で定める超過勤務時間の振替に係る期間を含む。)は、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(臨時的任用の職員等の給与)

第20条 臨時的任用の職員及び嘱託職員の給与については、別に定める。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
(旧規程の廃止)
- 2 社会福祉法人春日市社会福祉協議会職員給与規程(昭和51年10月1日施行)は、廃止する。
(期末手当、勤勉手当に関する経過措置)
- 3 改正後の規定第16条第4項表中の職務の級に応じて定める割合については、施行日から平成6年3月31日までの間、「100分の5」を「100分の6」に読み替え、さらに同表に定める職務の級以外の級の職員について定める割合を100分の3として適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
(期末手当に関する特例)
- 2 平成5年度に限り、改正後の職員給与規程第16条第2項の適用については同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の200」とあるのは「100分の210」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
(期末手当に関する特例)
- 2 平成6年度に限り、改正後の職員給与規程第16条第2項の適用については同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の190」とあるのは「100分の200」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 9 年 1 2 月 2 5 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 1 1 年 2 月 2 6 日から施行し、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日から施行し、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。
(期末手当に関する特例)
- 2 平成 1 1 年度に限り、改正後の職員給与規程第 1 6 条第 2 項の適用については、同項中「100分の50」とあるのは「100分の25」と、「100分の165」とあるのは「100分の190」とする。

3 同項の規定により平成12年3月に支給されることとなる期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得られる額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該控除して得られる額に相当する額とする。

(1) 前項の規定を適用しないものとした場合において改正後の職員給与規程第16条第2項の規定により平成12年3月に支給されることとなる期末手当の額

(2) 平成11年12月に支給された期末手当の額に190分の25を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成12年3月29日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成12年12月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当等の額の特例)

2 平成12年12月に改正前の本会職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第16条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の規程第16条の規定に基づいてその職員が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその職員の期末手当の額は、その差額（以下「12月期末手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成12年12月に改正前の規程第17条の規定に基づいて支給されたその職員の勤勉手当の額が、改正後の規程第17条の規定に基づいてその職員が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその職員の勤勉手当の額は、その差額（以下「12月勤勉手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とし、平成13年3月に支給されるべきその職員の期末手当の額は、改正後の規程第16条の規定に基づいてその職員が支給されることとなる期末手当の額からその額を超えない範囲内で12月期末手当差額と12月勤勉手当差額の合計額を控除した額とする。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年12月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2 平成13年12月に改正前の本会職員給与規程第16条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の規程第16条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額（以下「12月期末手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成14年3月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条の規定に基づいてその者が支給されることとなる期末手当の額からその額を超えない範囲内で12月期末手当差額を控除した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年 1月 1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項の規定は、平成15年 4月 1日から施行する。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の春日市社会福祉協議会職員給与規程（以下この項において「改正後の規程」という。）第16条第2項から第4項まで又は第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成14年4月1日から施行日の前日まで引き続き在職した期間（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給与等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の規程の規定による給料月額及び改正後の規程の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の春日市社会福祉協議会職員給与規程第16条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年12月 1日から施行する。ただし、第1条中第12条第2項第2号第13条第2項第2号及び別表第6の改正規定は平成16年 1月 1日から、第2条の規定は、平成16年 4月 1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の本会職員給与規程第16条第2項から第4項まで又は第18条第1項及び第2項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料月額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月か

ら施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の会長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（委任）

3 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の本会給与規程第16条第2項から第4項まで又は第18条第1項及び第2項までの規定にかかわらず、これらの規定より算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに職員となった者については、その新に職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住宅手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の会長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（委任）

3 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（特定の職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

第3条 切替日の前日において社会福祉法人春日市社会福祉協議会職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けて

いた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第4条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

第5条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の給与規程及びこれに基づく細則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第6条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年11月30日一部改正。第1号において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

(1) 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

2 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、細則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成19年1月1日における職員の昇給の号給数等）

第7条 平成19年1月1日において、職員を職員給与規程第6条第1項の規定による昇給させる場合の号給数は、職員給与規程第6条第2項及び第7項の規定による号給数に相当する数に平成18年4月1日（同日後に新たに職員となった職員については、新たに職員となった日）から昇給の日の前日までの期間の月数（1月未満の月数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この条の規定による号給数が0となる職員については、昇給を行わない。

（委任）

第8条 附則第2条から前条まで定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年12月25日から施行し、平成19年 4月 1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

2 平成19年4月1日～この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にお

いて、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、会長の定める職員の、改正後の規定による当該適用又は異動の日の号給は、会長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給については、当該適用又は移動の日について、まず改正前の規定が適用され、ついで当該適用又は移動の日から改正後の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与による内払とみなす。

（委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成21年3月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条第2項並びに第17条第2項の適用については、第16条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第17条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

この規程は、平成21年5月30日から施行する。

附 則

- この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第16条第2項から第4項まで若しくは第18条第1項から第2項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員）から当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して会長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち会長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当

及び住居手当の月額合計額に100分の0.2を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の会長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
1級	1号給から56号給まで
2級	1号給から24号給まで
3級	1号給から8号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して会長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（55歳に達した職員の給与の減額）

1 平成30年3月31日までの間、職員（職員のうち、その職務の級が4級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第3項及び第4項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第3項において「給料月額減額基礎額」という。）

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第16条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額

に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第17条第4項において準用する第16条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額対象額」という。)に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第16条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。))
- (5) 第18条第1項及び第2項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第18条第1項 前各号に定める額
- イ 第18条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、細則で定める。
- 3 附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条及び第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第15条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 4 附則第1項の規定が適用される間、第17条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- (平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第16条第2項から第4項まで若しくは第18条第1項及び第2項又は附則第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、

期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員（改正後の規程附則第 1 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、職員給与規程の一部を改正する規程（平成 18 年 4 月 17 日一部改正）附則第 6 条の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成 22 年 4 月 1 日に減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち会長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.19 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の会長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
1 級	1号給から93号給まで
2 級	1号給から64号給まで
3 級	1号給から48号給まで
4 級	1号給から32号給まで
5 級	1号給から24号給まで

- (2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して会長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.19 を乗じて得た額

（平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え）

- 3 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の規程附則第 1 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは、「職員給与規程の一部を改正する規程（平成 22 年 11 月 30 日一部改正の施行の日）」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程第16条第2項から第4項まで若しくは第18条第1項及び第2項又は附則第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員（職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年4月17日一部改正）附則第6条の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して会長が定める者を除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち会長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.23を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の会長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して会長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
1 級	1号給から93号給まで
2 級	1号給から76号給まで
3 級	1号給から60号給まで
4 級	1号給から44号給まで
5 級	1号給から36号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して会長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は平成26年4月1日から、改正後の規程第17条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 5 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、住宅手当の改正規定は、平成28年4月1日から、別表第6の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(給料の切り替えに伴う経過措置)

- 6 平成27年4月1日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(平成28年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 7 平成28年3月31日までの間における職員給与規程第6条第2項及び第7項の規定の適用については、同条第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、同条第7項中「2号給」とあるのは「1号給」とする。

(委任)

- 8 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の本会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第17条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 4 項の規定 平成 29 年 4 月 1 日

(2) 第 3 条の規定 平成 29 年 4 月 1 日

(3) 第 2 条中第 10 条第 3 項の改正規定(「に該当する扶養親族については 13,000 円、同項」を「及び」に改める部分に限る。) 平成 30 年 4 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の本会職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第 1 の規定は平成 28 年 4 月 1 日から、改正後の規程第 17 条第 2 項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する経過措置)

4 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定(第 10 条第 3 項の改正規定中「に該当する扶養親族については 13,000 円、同項」を「及び」に改める部分を除く。)による改正後の本会職員給与規程第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円」とあるのは、「同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 8,000 円とする。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の本会職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第 1 の規定は平成 29 年 4 月 1 日から、改正後の規程第 17 条第 2 項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 30 年 12 月 18 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月

1 日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の本会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は平成30年4月1日から、改正後の規程第17条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

この規程中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

（委任）

前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則別表第 1（附則第 2 条関係）

職務の級の切替表

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級

附則別表第 2（附則第 3 条関係）

号給の切替表

旧号給		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3 月未満		21	1	1	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		22	2	1	6	1	1
	6 月以上 9 月未満		23	3	1	7	1	1
	9 月以上 12 月未満		24	4	1	8	1	1
	12 月以上		25	5	1	9	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5

	3 月以上 6 月未滿	14	38	18	14	22	10	6
	6 月以上 9 月未滿	15	39	19	15	23	11	7
	9 月以上 12 月未滿	16	40	20	16	24	12	8
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9
6	3 月未滿	17	41	21	17	25	13	9
	3 月以上 6 月未滿	18	42	22	18	26	14	10
	6 月以上 9 月未滿	19	43	23	19	27	15	11
	9 月以上 12 月未滿	20	44	24	20	28	16	12
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13
7	3 月未滿	21	45	25	21	29	17	13
	3 月以上 6 月未滿	22	46	26	22	30	18	14
	6 月以上 9 月未滿	23	47	27	23	31	19	15
	9 月以上 12 月未滿	24	48	28	24	32	20	16
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17
8	3 月未滿	25	49	29	25	33	21	17
	3 月以上 6 月未滿	26	50	30	26	34	22	18
	6 月以上 9 月未滿	27	51	31	27	35	23	19
	9 月以上 12 月未滿	28	52	32	28	36	24	20
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21
9	3 月未滿	29	53	33	29	37	25	21
	3 月以上 6 月未滿	29	54	34	30	38	26	22
	6 月以上 9 月未滿	30	55	35	31	39	27	23
	9 月以上 12 月未滿	30	56	36	32	40	28	24
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25
10	3 月未滿	31	57	37	33	41	29	25
	3 月以上 6 月未滿	31	58	38	34	42	30	26
	6 月以上 9 月未滿	32	59	39	35	43	31	27
	9 月以上 12 月未滿	32	60	40	36	44	32	28
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29
11	3 月未滿	33	61	41	37	45	33	29
	3 月以上 6 月未滿	33	62	42	38	46	34	30
	6 月以上 9 月未滿	33	63	43	39	47	35	31
	9 月以上 12 月未滿	34	64	44	40	48	36	32
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33
12	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35
	9 月以上 12 月未滿	35	68	48	44	52	40	36
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37

13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56
	12月以上		89	69	59	73	61	57
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60
	12月以上		93	73	61	77	65	61
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63
	9月以上12月未滿		93	76	61	80	68	64
	12月以上		93	77	62	81	69	65
20	3月未滿			77	62	81	69	65
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68

	12 月 以上			81	63	85	73	69
21	3 月 未 滿			81	63	85	73	69
	3 月 以 上 6 月 未 滿			82	64	86	74	70
	6 月 以 上 9 月 未 滿			83	64	87	75	71
	9 月 以 上 12 月 未 滿			84	64	88	76	72
	12 月 以 上			85	65	89	77	73
22	3 月 未 滿			85	65	89	77	73
	3 月 以 上 6 月 未 滿			86	65	90	78	74
	6 月 以 上 9 月 未 滿			87	66	91	79	75
	9 月 以 上 12 月 未 滿			88	66	92	80	76
	12 月 以 上			89	67	93	81	77
23	3 月 未 滿			89	67	93	81	77
	3 月 以 上 6 月 未 滿			90	67	94	82	78
	6 月 以 上 9 月 未 滿			91	68	95	83	79
	9 月 以 上 12 月 未 滿			92	68	96	84	80
	12 月 以 上			93	69	97	85	81
24	3 月 未 滿			93	69	97	85	81
	3 月 以 上 6 月 未 滿			94	70	98	86	82
	6 月 以 上 9 月 未 滿			95	71	99	87	83
	9 月 以 上 12 月 未 滿			96	72	100	88	84
	12 月 以 上			97	73	101	89	85
25	3 月 未 滿			97	73	101	90	85
	3 月 以 上 6 月 未 滿			98	73	102	91	86
	6 月 以 上 9 月 未 滿			99	74	103	92	87
	9 月 以 上 12 月 未 滿			100	74	104	93	88
	12 月 以 上			101	75	105	93	89
26	3 月 未 滿			101	75	105	94	
	3 月 以 上 6 月 未 滿			102	75	106	95	
	6 月 以 上 9 月 未 滿			103	76	107	96	
	9 月 以 上 12 月 未 滿			104	76	108	97	
	12 月 以 上			105	77	109	97	
27	3 月 未 滿			105	77		98	
	3 月 以 上 6 月 未 滿			106	78		99	
	6 月 以 上 9 月 未 滿			107	79		100	
	9 月 以 上 12 月 未 滿			108	80		101	
	12 月 以 上			109	81		101	
28	3 月 未 滿			109	81		102	
	3 月 以 上 6 月 未 滿			110	82		103	
	6 月 以 上 9 月 未 滿			111	83		104	

	9 月以上 12 月未滿			112	84		105	
	12 月以上			113	85			
29	3 月未滿			113				
	3 月以上 6 月未滿			114				
	6 月以上 9 月未滿			115				
	9 月以上 12 月未滿			116				
	12 月以上			117				
30	3 月未滿			117				
	3 月以上 6 月未滿			118				
	6 月以上 9 月未滿			119				
	9 月以上 12 月未滿			120				
	12 月以上			121				
31	3 月未滿			121				
	3 月以上 6 月未滿			122				
	6 月以上 9 月未滿			123				
	9 月以上 12 月未滿			124				
	12 月以上			125				
32	3 月未滿			125				
	3 月以上 6 月未滿			125				
	6 月以上 9 月未滿			125				
	9 月以上 12 月未滿			125				
	12 月以上			125				

別表第1

給料表

職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000

50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600	381,400	
95		295,200	343,100	381,800	
96		295,600	343,500	382,200	
97		295,800	343,700	382,500	
98		296,100	344,100	382,900	
99		296,500	344,500	383,300	
100		296,900	344,800	383,600	
101		297,100	345,100	383,900	
102		297,400	345,500	384,300	
103		297,800	345,900	384,600	
104		298,100	346,300	384,900	
105		298,300	346,800	385,200	
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		

111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			
122		303,300			
123		303,600			
124		303,900			
125		304,200			

別表第2

給料表級別職務分類表

職務の級	職務
5級	事務局長の職務
4級	課長・主幹の職務
3級	係長・主査の職務、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
1級	定型的な又は相当な知識や経験を必要とする業務を行う主事の職務

別表第3

給料表初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	1級25号給
短大卒	1級17号給
高校卒	1級9号給

別表第4

給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級		
	1 級	2 級	3 級
大 学 卒		2	4
		2	6
短 大 卒		4	4
	0	4	8
高 校 卒		6	4
	0	6	10

別表第5

給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1

8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24

33	1	17	17	25
34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34
43	11	27	27	35
44	12	28	28	36
45	13	29	29	37
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	22	38	38	46
55	23	39	39	47
56	24	40	40	48
57	25	41	41	49

58	25	41	42	50
59	26	42	43	51
60	26	42	44	52
61	27	43	45	53
62	27	43	45	54
63	28	44	45	55
64	28	44	46	56
65	29	45	46	57
66	29	45	46	58
67	30	46	47	59
68	30	46	47	60
69	31	47	47	61
70	31	47	48	62
71	32	48	48	63
72	32	48	48	64
73	33	49	49	65
74	33	49	49	66
75	34	49	49	67
76	34	49	50	68
77	35	50	50	69
78	35	50	50	70
79	36	50	51	71
80	36	50	51	72
81	37	51	51	73
82	37	51	52	74

83	38	51	52	75
84	38	51	52	76
85	39	52	53	77
86	39	52	53	78
87	40	52	53	79
88	40	52	53	80
89	41	53	54	81
90	41	53	54	82
91	42	53	54	83
92	42	53	54	84
93	43	53	55	85
94		54	55	86
95		54	55	87
96		54	55	88
97		54	56	89
98		54	56	90
99		55	56	91
100		55	56	92
101		55	57	93
102		55	57	93
103		55	58	93
104		56	58	93
105		56	59	93
106		56	59	
107		56	60	

108		56	60	
109		57	61	
110		57	61	
111		57	62	
112		57	62	
113		58	63	
114		58		
115		58		
116		58		
117		59		
118		59		
119		59		
120		59		
121		60		
122		60		
123		60		
124		60		
125		61		

別表第6

自動車等の使用距離（片道）		額
キロメートル以上	キロメートル未満	
2	3	4,000円
3	4	5,200円
4	5	6,400円
5	7	8,000円
7	9	10,000円
9	11	11,600円
11	15	13,200円
15	20	15,600円
20	25	18,000円
25	30	20,400円
30	35	22,800円
35	40	25,200円
40		27,600円